かしこい相続対策

~アパート・マンション経営の活用~

アパート・マンション建設で節税対策

借入金でアパート・マンション建設をすると相続税を安くすることができます。

ただし、アパート・マンション建設を行うにあたっては、事前に 専門家へ相談し経営計画をよく検討することが大切です。

アパート建設前

土地1億円資産合計1億円



アパート建設後

土地1億円アパート1億円資産合計2億円



借入金	1億円
負債合計	1億円

財産評価額が下がります

アパートの敷地評価: 更地価格から15%程度下がります。

アパートの建物評価: 建設費の約40%程度となります。

よつば通信 vol.11

現金(預金)で建設する場合も節税になります

現金(預金)で建設した場合は、現金(預金)という資産が減ります。建設した建物(アパート)の評価が建設費の40%(らいになりますので、財産評価が下がります。

相続税評価額(概算)

アパート建設前

アパート建設後

 土 地 1億円

 資産合計 1億円

土 地 8,500万円 アパート 4,200万円 資産合計 1億2,700万円

借入金 1億円

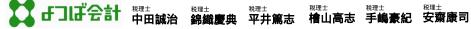
負債合計 1億円

財産合計 1億円

財産合計 2,700万円

7,300万円の評価減

ご相談は無料です。お気軽にご相談下さい。



よっぱ会計 検索 TEL: 082-234-0130